

仙台市環境基本計画の改定について
(改定の経緯、改定計画の基本的な事項等について)

1 改定の経緯及び背景

(1) 経緯

現行の仙台市環境基本計画が平成 23 年 3 月に計画期間を満了するため、全面改定を行うもの。

(2) 改定の背景等

- ① 現行計画における成果（より質の高い環境を目指した取組の必要）
- ② 新たな課題（「低炭素都市づくり」等の新たな課題や、現行計画から続く課題対応の必要）
- ③ 計画を取り巻く状況変化（人口減少など、縮小の時代における持続可能性の確保の必要）

2. 改定計画の基本的な事項

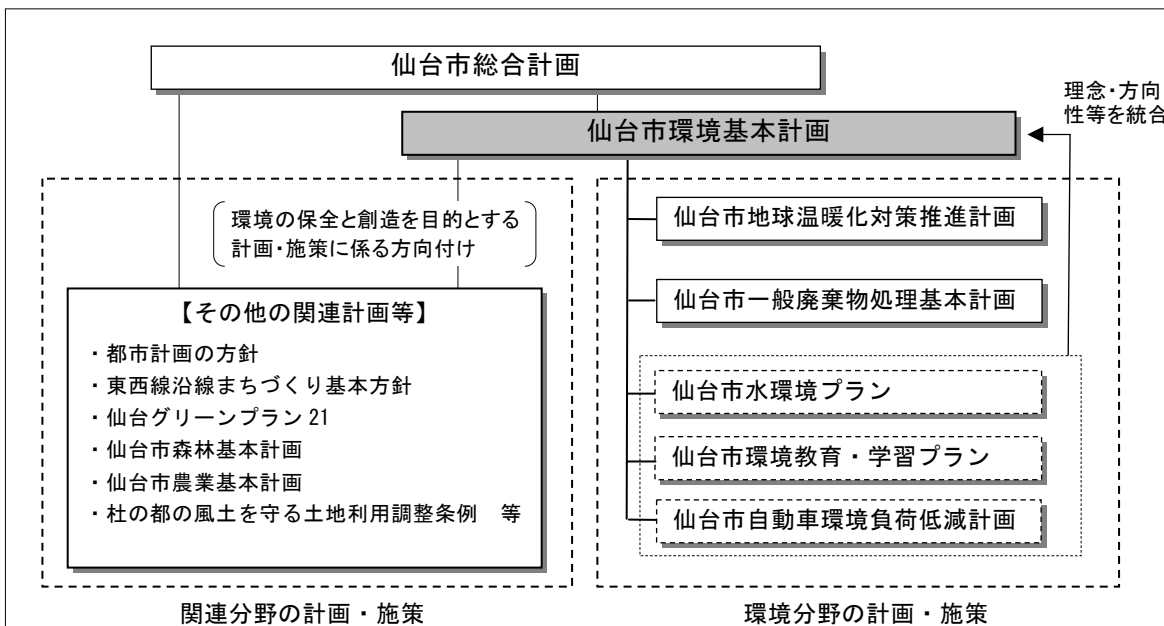
(1) 位置づけ

- ① 環境基本条例（以下、「条例」という。）第 8 条に基づく環境基本計画として策定。
- ② 「仙台市議会の議決事件に関する条例」により、策定・変更・廃止には議会の議決を要する。

(2) 他の計画及び環境分野の個別計画との関係

- ① 環境基本計画は、「仙台市総合計画」の下位計画（部門別計画）として、市が行う施策に関わる、環境づくりの基本的な考え方や方向性について定めるもの。
- ② 環境の個別分野に関する施策推進のため、分野の目標や施策を定めた個別計画を別途策定。
 - なお、現行の個別計画のうち、「水環境プラン」、「環境教育・学習プラン」、「自動車環境負荷低減計画」については、主要施策やその実施体制の確立等に伴い、各計画の理念などの主要部分を本計画に取り込んだ上で、環境基本計画に統合する。
 - 「地球温暖化対策推進計画」、「一般廃棄物処理基本計画」は、法に基づく個別計画として、また、新たな施策の枠組や取組検討を行う必要があることから、今回各々別途改定を行う。

[仙台市環境基本計画の他計画に対する位置づけ]



(3) 計画の基本理念、役割・性格および計画の対象とする環境の範囲

これらの事項については、条例の規定等も踏まえ、現行計画における以下の内容を基本として考えていきたい。

① 計画の基本理念（条例第3条関連）

- ア 恵み豊かな環境の保全と創造及び将来の世代への継承
- イ 自然の生態系の均衡を尊重した自然との健全な共生
- ウ 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の構築
- エ あらゆる事業活動及び日常生活における地球環境保全の推進

② 計画の役割・性格

- ア 環境に関する施策に対して基本的方向性を示す（条例第9条関連）
- イ 都市の成長に対して環境との調和・調整を図る
- ウ 市・市民・事業者が環境に配慮した行動を促す
- エ 「杜の都・仙台」のアイデンティティ（個性、らしさ）を未来に継承する

③ 計画の対象とする環境の範囲（条例第7条関連）

- ア 生活環境（大気や水のきれいさなど、私たちの健康で安全な暮らしの前提としての環境）
- イ 自然環境（生態系を構成している野生生物や大気、水、土壌等の非生物的要素が本来あるべき健全な状態としての環境）
- ウ 快適な都市環境（地域の魅力・うるおいややすらぎといった快適性の追求としての環境）
- エ 地球環境（地球規模での環境保全の視野に立った環境）とする。

(4) 改定計画の期間

- ① 現行計画の計画期間は、1997年(平成9年)4月から2011年(平成23年)3月までの14年間を計画期間としている。
- ② 改定計画においては、目指すべき都市像の実現を図るために要する期間、および現在改定が進められている仙台市総合計画での想定計画期間との整合等を踏まえ、2011年(平成23年)4月から、2021年(平成33年)3月までの10年間を計画期間としたい。

3. 本審議会でご審議いただきたい事項

今後の各回の審議会において、以下の事項についてご審議いただいた上で、今年度末までを目処に、パブリックコメントに用いるための、改定計画の「中間案」として整理したい。（「中間案」は、形式、盛り込む内容の項目とも、計画の最終的なイメージとほぼ同様のものを予定している。）

- ① 課題解決に向けた基本的な考え方（視点）、目指すべき都市像
- ② 施策の方向性、検討すべき取り組み
- ③ 環境配慮の指針
- ④ 計画の目標設定のあり方
- ⑤ 計画の推進体制のあり方